

平和構築における非国家主体と規範

— イラク・アフガニスタンの治安部門改革における米国の民間安全保障会社を例に —

長谷川 晋

広島大学大学院国際協力研究科博士課程後期

東広島市鏡山1-5-1

E-mail: hasegawasusumu@hiroshima-u.ac.jp

1. はじめに

70年代、著書*The Anarchical Society*で英国学派の地位を確立させたH. プルは、国際社会において「秩序」と「正義」が対立する場合があると述べた。例えば、大国間関係を基礎とする国際関係の安定のためには、第三世界諸国が求める南北間の不平等の是正を犠牲にしてもよいのか、それとも大国間の安定を犠牲にしても第三世界が要求する正義を追求すべきなのか、という問題の場合にそうした対立は顕在化する。

しかし、南北問題における先進諸国と発展途上国の対立を目の当たりにし、プルはとりわけ大国が一定の「正義」を実現することが「秩序」の維持に貢献すると述べるようになり、共通の利益や価値といった規範的側面が「秩序」の安定のために必要であると考えた⁽¹⁾。それから半世紀近く経った現在、紛争中または紛争後の社会における「正義」である人権や法の支配といった規範が秩序をもたらすものとして注目を集めている。すなわち、紛争（後）社会における平和構築を実現するためには、単に内戦を終結させて治安を安定させるだけではなく、紛争当事者が人権、法の支配、民主的統治といった規範を尊重し、そうした規範を政策に反映させることが持続可能な平和と安定のために不可欠の要素であるとますます考えられるようになってきているのである⁽²⁾。現在、国連などの国際組織や先進諸国が支援している平和構築においても、長期的には安定と規範は相互補完的な関係にあると認識されている。そして後に詳しく述べるように、このような認識上の変化が、現代においては国家主権の意味内容の変化、すなわち国家主権の規範的側面に対する関心の高まりとして現れている。

そして、安定と規範が相互補完的な関係にあると見る考え方が反映されている平和構築の一つが治安部門改革（Security Sector Reform: SSR）である。SSRとは「国家の中核に位置する治安維持を担うさまざまな組織（例えば、軍隊、警察、司法制度等）の実務能力の向上や民主的な組織への体質改善を目指して行われる種々

の改革の総称」⁽³⁾であり、これは単に冷戦期にベトナムやアフリカなどで行われた武器の提供を中心とする軍事支援や警察の治安維持能力の強化だけを意味するのではなく、人権、法の支配、人間の安全保障などの諸価値に基づいた治安部門の体質改善や監視制度の強化をも意味する。SSRは、ほとんど無に近いところから国家（再）建設をしなくてはならない紛争国にとって不可欠の活動であると認識されており⁽⁴⁾、それはSSRが持っている規範的側面が、紛争国の国家主権を構成する重要な要素であると考えられているからだと言えるだろう。

さらに、紛争国でSSRをはじめとする平和構築に関与するアクターが多様化し、支援国の軍隊や国連機関などの文民組織に加えて、企業やNGOなどますます多くの非国家主体が同じ場で活動を展開するようになり、それに伴って民軍間の協力や調整の必要性が一層高まっている⁽⁵⁾。

規範認識と平和構築のアクターにおける以上の変化をふまえ、本論文では、国際社会のレベルとSSR支援国のレベルにおける規範認識の変化が紛争国でのSSRの現場に実際に反映されているかを、イラクとアフガニスタンを事例として分析する。そして多様化するアクターの一つとして、両国においてSSRに携わっている米国の民間安全保障会社（Private Security Companies: PSC）を事例として取り上げる。60年代にアフリカにおいて、私的利益のために独裁政権を支え、人権蹂躪で悪名を馳せた傭兵と現代のPSCの連続性を指摘する議論はまだ多く⁽⁶⁾、そのためPSCの平和構築での利用について倫理的な是非の議論が今でも続いている。しかし、合法的な企業としてSSR支援国や国際組織に雇われて活動するPSCは過去の傭兵とは明らかに性格を大きく異にしており、平和構築を支えるアクターとしての需要はむしろ高まっている。このPSCを事例として取り上げる理由は、PSCが武力を行使する（あるいは行使する可能性を持つ）民間企業という特殊な属性を持つ「民と軍の境界をまたぐ存在」であり、その活動は他のアクター以上に規範との関連で議論されることが多いからである。さら

にSSRはPSCが持つ治安に関わる専門技能や知識を最も大きく発揮できる分野の一つであり、今後もPSCのSSRへの関与が増えることが予想される。しかしながら、SSRに関わるPSCに焦点を当てた研究はまだ多くない⁽⁷⁾。PSC自体を扱った研究には膨大な蓄積がすでにあるが、SSRとPSCの関係について詳細に分析したものは少ない。そうしたPSCの先行研究においては、SSRに関わる事例が増えている事実の指摘はなされるものの、さらに深く分析したものは限られている。また、SSRを含む平和構築にPSCが貢献するためには、規制・監視のための効果的な制度構築が必要であると主張する論者も多いが、では具体的にどのようにそれを行うかをさらに追求したものは少ない⁽⁸⁾。また、本論文で米国のPSCを取り上げるのは、米国がPSCの最大の輸出国であり、PSCの活動に対して最も大きな影響力を有すると同時に、PSCの活動から最も大きな影響を受ける国でもあるからである⁽⁹⁾。

現在、米国のPSCはイラクとアフガニスタンを主要な活動地域としている。両国ではいまだ反政府武装勢力と連合国軍の戦闘が継続していて、治安の安定と復興・開発という二つの目標を同時に成し遂げることが要求されている⁽¹⁰⁾。しかし現実には治安の安定が優先されるあまり復興・開発の目標は後回しにされ、さらに治安部門の体質改善など規範に関わる改革については、のちに第5節で述べる通り、優先順位がいつそう下がる結果になっている。この点については、一定の治安が保たれた状態でSSRが行われた旧ユーゴ諸国やシエラレオネや東ティモールと異なっており、戦闘が続くイラクとアフガニスタンにおいては規範と現実の緊張関係がより先鋭化したものにならざるを得ない。そのような状況下のSSRでは、PSCの規制・監視制度はより切実に規範を意識したものになるだろう。このような認識から、SSRに関わるPSCへの規範の効果を分析するための事例として、イラク・アフガニスタンを選択することとした。そして結論として、国際社会における規範への関心の高まりと合意形成の動き、さらには米国内におけるPSC規制のための法律が着実に増えている事実にも関わらず、PSCが関与している両国のSSRはいまだ規範に基づいた実効性のある政策となって現地に現れていないことを指摘する。そしてその要因として、反乱鎮圧作戦 (counterinsurgency) が続く治安の悪い状況の中でイラクとアフガニスタンのSSRが行われていることに加え、非国家主体 (企業) というPSCの属性が、PSCに規範を遵守・内面化させることを難しくさせていることも論じる。

SSRに関わるPSCの背景について論じる次節に進む前に、ここでPSCの定義を簡単にしておきたい。戦闘活動、軍事コンサルティング、情報分析、警備・警護、物資・人員の輸送など軍事・安全保障分野におけるサービスを提供する民間企業を表す用語としては、Private Military Companies [Firms]: PMC/PMF), Private Military Security Companies: PMSCなどがあるが、現在

では直接的な戦闘活動に携わる企業はほぼ皆無であるため、そうした戦闘活動を除く安全保障サービスを提供する企業の総称としてPrivate Security Companies (PSC) を本論文では使用することにする。

次節ではSSRに関与するPSCの背景事情と、それに焦点を当てることの妥当性をより具体的に述べる。第3節では国家主権の意味内容の変化とアクターの多様化についての概念整理を行う。第4節でイラク・アフガニスタンにおける代表的なPSCの活動を記述した後、第5節ではSSRに関わるPSCが現場でどのような問題を抱えているのかを検討する。第6節では、企業というPSCの属性がPSCによる規範の遵守・内面化を困難なものにさせている側面があることを論じる。最後に今後のSSR研究の課題を述べてむすびとする。

2. 背景と妥当性

SSRが国家建設にとって非常に重要な活動であることは、平和構築の分野においてすでに共通の認識となっているが⁽¹¹⁾、治安の安定していないイラク・アフガニスタンにおいて、SSRが明確に治安の安定につながったと言える証拠はまだない。そのSSRにPSCが関わる事例が増えてきている。とりわけ、米軍が撤退を始めたためにSSRを担う人員の不足が顕著になっているこの二つの国においては、PSCの役割は、警備・警護の分野だけでなくSSRの分野にも拡大している。しかしながら、それらの国々において一部のPSCが現地住民の殺傷事件や詐欺行為を起こしたため、PSCがSSRのような政治的に慎重を要する活動に関わるべきではないという主張が今でも根強く残っている。SSRに関わる多数のアクター間で連携・調整の必要性が強く認識されているところに、説明責任が曖昧で、実効性のある規制・監視が難しいPSCのようなアクターが加わると、国家建設を失敗に終わらせる要因になると考えられているからである⁽¹²⁾。

しかしながら、一部の企業の不正行為にもかかわらず、PSCは治安の安定しない地域で活動する多くの国際組織やNGOから必要性を認められており⁽¹³⁾、警備・警護など間接的に貢献する活動に加えて、地雷処理、物資の調達・輸送、SSRなど平和構築に直接貢献する活動においても重要な存在になっている。とりわけSSRはそれに必要な人員が大幅に不足しており、また軍や警察に関わる専門的な知識や技術を必要とするため、PSCに対する需要は増している。支援国政府も現地国政府も、正規軍と警察によるSSR支援のほうが正当性や説明責任の観点から好ましいという認識は持っているが⁽¹⁴⁾、現状ではSSRを支援するのに必要な人員を満すには程遠い。SSR支援国政府の間でSSRの重要性については異論がないものの、実際にSSRを実施する具体的な各論の段になると、支援国政府の商業的・政治的利害が障害となってSSRが進まないという現状があるためである⁽¹⁵⁾。

SSRを支援する要員が不足していることを示す事実が多い。例えば、アフガニスタンでSSRを担っている

NATOのアフガニスタン訓練ミッション（NTM-A）で司令官を務めるウィリアム・B・カルドウェル米陸軍中將によれば、2010年中にアフガニスタン国軍（ANA）は42%増員、アフガニスタン国家警察（ANP）は27%増員したが、量を増やすことを優先した結果、十分な訓練も受けないまま任務についている兵士や警官が多く、質を高めることが目下の課題となっているという。21カ国がANAとANPに対する様々な支援を行っているが、それでも治安部門の訓練を担う要員がおよそ800人以上も不足しており、そうした人員不足がSSRの進展と現地政府への権限移譲を遅らせかねないことに対して、カルドウェルは懸念を示している¹⁶。警察の訓練に携わる要員に限ると、NATO、米軍、そしてPSCから来ている訓練要員850名が現在アフガニスタン国内7箇所の訓練センターで勤めているが、まだ290名が不足している。度重なる要請にもかかわらず、要員が増える見込みは薄いという¹⁷。また、イラクにおいても同様に、PSCが担う役割は高まっている。イラク復興監察官（Special Inspector General for Iraq Reconstruction: SIGIR）のスチュアート・W・ボーウェンは、「PSCに移譲できる任務とできない任務を議会は慎重に調査すべき」とした上で、「しかし、もし実際に今PSCが担っている活動のかなりの部分が政府によって行われるべきだとされた場合、公的部門の拡大が必要となるだろうが、それは予算の面からいって困難だろう」と答えている¹⁸。こうしたイラクとアフガニスタンの状況から判断して、活動の迅速性と柔軟性、経済的効率性、豊富な人材を持つPSCが、両国でのSSRにおいて当面の重要な代替手段としての役割を担っていることは否めない。

以上のようにPSCに頼らざるを得ない現状を裏付ける事実は存在するものの、PSCが平和構築において果たす役割に関しては、懐疑的な議論から積極的に利用すべきという議論まで様々な意見が存在している。PSCの説明責任の曖昧さや透明性の欠如に懸念を持つ側は懐疑的であり、他方でPSCの持つ効率性や知識・技術を評価する側は利用の拡大を主張する¹⁹。しかし冒頭で述べた通り、SSRという現地住民が最も切実に必要としている治安の問題に関わる活動に関しては、PSCの意義を研究したものは非常に少ない。それはおそらく、これまでSSRの研究者にとって、PSCの役割は間接的・二次的なものと見なされがちだったからだろう。しかしPSCがSSRに関わる事例が増えている中で、そうした欠落はこれから埋められていくべきだろう。

3. 分析枠組

3.1. 国際社会および国家のレベル：国家主権の意味の変化とSSR

平和構築において規範的側面がさらに強調されるようになってきたこと背景には、国家主権の意味内容が変化していることがあるとすでに述べたが、ではどのように国家主権に対する認識は変わってきたのであ

ろうか。冷戦終結から現在に至るまでの国家主権をめぐる議論を以下で概観する。

3.1.1. 主権の法的・政治的側面

主権国家は冷戦後も国際秩序の基本的な単位として機能し得るのか。これが冷戦終結後の20世紀末において、国際政治学が取り組んできた問いであった。冷戦終結直後は「国家の衰退」が喧しく議論され、グローバル化する経済活動や非国家主体の拡大・発展が国家主権を浸食していると見る議論が盛んになされた。しかしながら、主権概念のより詳細な分類と分析が進むにつれて、「国家主権の浸食」という見方に対して疑問が呈されるようになった。例えば、企業活動が浸食するのは中央政府が経済活動をコントロールできる能力であって、国際法上の形式的主権国家の枠組とは無関係であるとする議論や²⁰、NGOの拡大・発展は国家主権の領域と区分される市民社会の領域を充実させることはあっても、国家主権そのものを否定するわけではないと論じる議論がある²¹。また、主権国家の枠組では対処できないとされた環境問題についても、国家を超える組織が設立されたわけではなく、実際には既存の主権国家や市場メカニズムの機能を前提にして対処する動きへとつながった²²。

こうした議論の末に、現在では主権国家が今後少なくとも数十年は国際秩序の単位であり続けることに概ね異論は存在しなくなった。しかしながら、60年代にピークを迎えた主としてアフリカにおける旧植民地国の独立の結果、新たに多くの主権国家が誕生したことや、旧ユーゴのように民族主義が噴出した結果として一つの主権国家が分裂したことに伴い、従来の主権国家に認められてきた属性がゆらぎ始めることとなった。その属性とは、すなわち国家主権である。山影進は、こうした主権国家の多様化に伴い、「伝統的にはさまざまな含意があった国家主権を、（少なくとも国際関係の文脈では）ただ単に独立国家の独立性を意味するところまで意味を限定・単純化し」、その結果として国家主権の意味内容は「痩せ細っていった」と述べている。他方で、こうした国家主権の意味の限定が、「多様な主権国家を等しく平等な『仲間』として受け入れることが可能になった」とも指摘している²³。国際社会の秩序を維持するために、国家主権の固定的な意味内容に固執するよりも、多様な主権国家を内に取り込むことの方が重要であると認識されていると言えるだろう。

ロバート・コヘインは、主権を法的側面である「形式的主権」（国家が法的に最高位の存在であることの承認と外部機関からの独立）と政治的側面である「機能的な主権」（国内統治のための行動の自由）に分け、EUに見られるように、後者の機能的な主権を部分的に移譲・共有しあう動きが生じてきた点を指摘する²⁴。こうした見方も、国家主権の意味内容の変化を「主権の適用範囲の制限」として捉えていることを示していると言えるだろう。現代の平和構築の文脈に当てはめれば、

国家主権の政治的側面は国内の統治能力として現れ、法的に国際社会から承認された政府が国内を実効支配できているかどうか国家主権の重要な要素と考えられていると言える。政府が自力で実効支配を確立できない紛争国では、国際社会がその国の主権の政治的側面を担い、SSRを通して国内統治に必要な治安部門の能力を高める手助けをすることになる。

3.1.2. 主権の規範的側面

スティーブン・クラズナーは、人権規範が主権国家システムを弱体化していると見なす議論に異議を唱え、国家主権が挑戦を受けているのは今に始まったことではなく、主権国家の成立以来の常態であったと述べている²⁴⁾。実際には大国が小国の国家主権を侵害しながらも、主権国家システムが国際社会の原則として維持されてきた歴史をもって、クラズナーはこれを「組織化された偽善」と呼んでいる²⁵⁾。これらの論稿において、クラズナーは現代における国家主権の変化自体を否定している。人権を「国家主権とは矛盾する」ものとして捉え、人権の国家主権に対する挑戦が歴史的になんら新しいものではないと論じる。

しかし他方で、人権などの立憲主義的規範と国家主権の関わりを異なった視点から論じるものもある。篠田英朗は、英米政治思想において「人の支配」に対置して「法の支配」を提唱してきた立憲主義が、現代においては新しい意味を帯び、その新しい諸価値との関係で国家主権が意味内容を変化させていると論じている²⁷⁾。その新しい諸価値の主たるものは平和・人道主義に基づいた人権規範であり、そうした規範は国家主権の適用範囲に制限を加える。しかし同時に、国家主権は放棄されるどころかむしろ国家を他の政治共同体と区別する属性として広がりを見せている。主権とは、「国際社会に加入するための必要条件であり、主権国家の地位を持つものだけが国際社会で権利と義務を持つ」とされ、主権は「国際社会加入にあたり、事前に国家が用意しておかなければならない属性」となったのである²⁸⁾。すなわち、国家主権の適用範囲の制限と国際社会を構成する原則としての主権国家体制の広がりとは、矛盾することなく両立しているのである²⁹⁾。国家主権の法的・政治的側面が緩やかに解釈される一方で、主権国家としてクリアしなくてはならないハードルとしての規範的側面がより強調されるようになってきていると言えるだろう。

本論文では、国家主権が人権などの規範によってその意味内容を変化させているという篠田の議論や、従来国家主権を侵害するものとして見られてきた人権などの諸価値が、現在では国家主権を成立させる重要な要素として見なされるようになってきていると論じる議論³⁰⁾に同意する立場をとる。人権や法の支配や民主主義といった価値を守ることのできない国家は、その主権を制限されても仕方がないと考える「保護する責任 (responsibility to protect)」の議論にそうした考えが端

的に表れている³¹⁾。すなわち、人権や人道などの規範に対する関心の高まりから、国際法の議論もそれらの規範をより反映したものになっていると言えるだろう。そして、そのように国家主権が意味内容を変化させているゆえに、今まさに国家建設で必要とされているSSRにおいても、人権、法の支配、民主主義といった諸価値の追求が目的とされていると言える。その背景には、法の支配などの「立憲主義的な原則にもとづいて国家建設を行うことが、個々の国家の安定につながり、国際社会全体の安定につながるという認識が広まったこと」がある³²⁾。そのように考えた時、SSRに関わるPSCもまた、そうした諸価値に沿いながら活動を行うことをSSR支援国と現地国政府から求められていると言えるだろう (図1)。

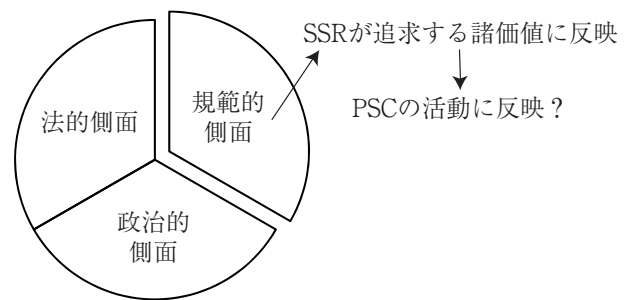


図1：国家主権の3つの側面

そのような国際社会における認識の変化が目に見える形になったものの例として、2008年9月、スイス政府と赤十字国際委員会 (ICRC) が主導して、PSCが国際人権法・人道法に従う義務があることを明記した「モントルー文書」が英・米・イラク・アフガニスタンを含む17カ国によって批准され³³⁾、さらに2010年11月には、同じくスイス政府のイニシアチブで「民間軍事会社のための国際行動規範」(International Code of Conduct for Private Security) が作られたことが挙げられる³⁴⁾。また、米国内の動きとしても、2007年には国防権限法案 (National Defense Authorization Act) が議会で成立し、それに伴って「軍事司法統一法典」(Uniform Code of Military Justice: UCMJ) がPSCにも拡大適用されるよう修正された。それによってBlackwaterのような事件を起こすPSCの存在が脚光を浴びるようになり³⁵⁾、徐々に規範の網の目が広がってきた³⁶⁾。また、米国の国際安定化作戦協会 (International Stability Operations Association: ISOA) や英国の民間安全保障会社協会 (British Association of Private Security Companies: BAPSC) などの業界団体も生まれ、自主規制ルール構築のための議論を続けている。PSC業界自身もビジネスのために良いイメージを保たなくてはならず、市場の大部分を占める主として欧米諸国を拠点とする大手のPSCは、透明性や説明責任の不明確な他の小規模のPSCと自らを区別するために、積極的に規制・管理制度を受け入れる姿勢を示しており、さらには業

界が資金を提供して独立の監視機関を設立するという動きまで出てきている³⁷⁾。

3.2. PSCのレベル：軍・企業・NGOの三つの特徴を持つPSC

冷戦後、平和構築に携わるアクターが多様化し、同じ紛争地で軍と企業とNGOが活動を展開する場面が、活動の種類と量の両方において増えている。それに伴って三者間の間に連携・協力関係の構築、または他方の活動を阻害しないための事前調整の必要性が唱えられるようになり、特に軍と企業・NGOの関係は、民軍関係というテーマで盛んに議論されるようになっていく。中でもNGOは、軍との関係において、その存在意義を積極的に認めて協力関係を構築するのか、それとも一定の距離を置いて、お互いに活動の阻害要因とならないよう調整するのかを、各組織の活動理念に基づいて考慮しなくてはならなくなったのである。軍との協力を積極的な前者のNGOについては、治安の悪化した地域において軍隊の支援を受けられ、また軍隊の稚拙な支援活動を改善させることができるという双方の利点がある反面、NGOの中立性原則が崩れるおそれがあり、また人道支援活動まで行う軍隊との存在意義の違いに悩まされる可能性もある。軍との協力を消極的な後者のNGOについては、治安の悪化した地域で、いかにして軍隊の協力を得ることをなしにスタッフがソフト・ターゲットにされることを防ぐのかを議論しなくてはならなくなった³⁸⁾。いずれの立場に立つにせよ、NGOは軍との関係を調整する必要がある、そこにPSCのような特殊な民間企業が加わってきたことによって、民軍関係はさらに複雑さを増した。また、企業とNGOの間でも、行動規範など国家を介さないルール作りが進んでいる³⁹⁾。そこに軍と企業の両方の属性を持ち、民と軍の境界線をまたぐ存在であるPSCもアクターとして加わってきたため、アクター間の関係構築はさらに複雑なものとなった。

以上のような現実の変化を背景として、NGOは軍や企業の存在を無視することはできなくなり、軍と企業の側もNGOの存在意義や活動理念に対して理解を高める必要性に迫られている。軍と企業、軍とNGO、そして企業とNGOの間に、積極的であれ消極的であれ相互作用の密度は濃くなり、それに伴ってルールや規範形成の度合いも徐々に深まっていることは、先述した「モントルー文書」を含む様々な国際的合意ができてきたことからわかる。そして、軍の特徴と企業の特徴を部分的に有しているPSCは、赤十字国際委員会(ICRC)などの人道機関やNGOとの間で対話やルール形成を行い、さらに業界独自のルールを作るなどして、人道支援や復興・開発支援の活動に携わる正当なアクターとして認知されるための努力を行なっている⁴⁰⁾。

以上のようなPSCを取り巻く現実の変化をふまえ、本論文では、PSCとは軍と企業の属性を部分的に持ち、さらに平和構築のための規範やルールの網の目の中に次第に取り込まれ、NGOが推進してきた価値の遵守を求

められている存在であると考えられる。図2で示されているように、三つの組織の特徴が部分的に交わる場所にPSCは位置していると考えることができる。

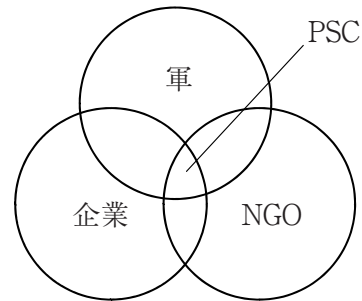


図2：PSCが持つ3つの特徴

対立、競合、分業（消極的協力）の関係に置かれていた軍・企業・NGOが、紛争地で連携・協力の必要性に迫られ、平和構築に関わるPSCもまた、そうした連携・協力を促進する（悪くても妨げない）ことを求められている。そのようなアクター間の相互作用を通して、国家主権の新しい規範の側面が平和構築の理念にも反映されているとすることができるだろう。

では現実のイラクとアフガニスタンの状況下で、そうした国際社会と国家のレベルにおける規範認識の変化をSSRの活動に反映させることができているのだろうか。次節では実際に両国でSSRに関与している代表的な米国のPSCの活動を詳しく見ることにする。

4. イラク・アフガニスタンにおける米国PSCの活動

2002年5月、前ブッシュ政権の下で米軍によるアフガニスタン国軍の訓練が始められたが、PSC業界が急激に成長を遂げたのは2003年3月に始まったイラク戦争を契機としてであった。Vinnell, MPRI, SAICなどのPSCは、イラクでの戦闘終結後までもない時期からSSRに関わり⁴¹⁾、その後もSSRに関わるPSCの規模は増えていった⁴²⁾。しかし、これらの国々において治安はいまだ回復していない⁴³⁾。

米議会調査局(Congressional Research Service)の報告書によれば、2010年12月現在、アフガニスタンでは18,919人、イラクでは8,327人のPSC要員が米国防総省からの請負の下で活動を行っている。これは両国で米軍のために企業活動を行なっている企業全体のおよそ17%に当たるといえる。アフガニスタンでは2009年6月以来、その数は3倍になっている。他方、イラクでは移行支援の主導権が国防総省から国務省に移り、PSC要員の数は2009年6月から半減しているという⁴⁴⁾。2011年6月の時点で、アフガニスタンに駐留している米軍は約10万人であるが、2011年内に1万人、2012年夏までに計3万3千人を撤収させる計画がすでにオバマ大統領によって発表されている⁴⁵⁾。イラクに駐留している米軍は2011年9月の時点で5万人を切ったとされ、2011年末ま

での完全撤退を予定している⁽⁴⁶⁾。それぞれの国において事情は異なるが、相対的に数字を見てもますますPSCが現地で質量ともに大きな役割を担っていることがわかる⁽⁴⁷⁾。また、今後米軍をはじめとする駐留軍の撤退が進むであろうことを考えると、いまだ未成熟なイラクやアフガニスタンの治安部門を支援するアクターとして、PSCの活動の場はさらに広がるのが予想される。紛争地で再建事業に携わる企業は米軍に保護を期待できず、実際にPSCに依存する他に選択肢はない⁽⁴⁸⁾。また、イラクとアフガニスタンのように駐留軍の支援を得られない他の現地国政府にとっては、国家再建のためにSSRが不可欠であるとの認識があっても、そのための知識や技術をPSCに依存せざるを得ないケースもある⁽⁴⁹⁾。

イラクとアフガニスタンで活動を展開しているいくつかのPSCの活動を以下に見てみよう。DynCorpは米国を拠点にする最も有名なPSCの一つであり、アフガニスタンでカルザイ大統領の身辺警護やアフガニスタン警察の訓練、さらにはイラクでも警察の訓練を米政府からの委託で行っている⁽⁵⁰⁾。イラクにおいては32,000人の国軍兵士を訓練し、さらに警察・司法・懲役機関で10年以上の経験を持つ民間の技術支援要員を約1,000人派遣した。2004年には、イラクの軍と警察の訓練のために5000万ドルを超える契約がDynCorpとなされ、それに加えてその他のSSR関連費用として追加の184億ドルが米議会から認められた⁽⁵¹⁾。

90年代半ばに、旧ユーゴ紛争においてクロアチア軍とボスニア軍に対する軍事コンサルティングで名を馳せたMPRIは、2000年にL-3 Communicationsに買収され、現在はL-3 MPRIと名乗っている。かつての軍事コンサルティング業としては、軍事教義の改善、国防関係省庁の再編、高等図上演習、各兵器運用の訓練、分隊規模の戦術などの軍事教育を顧客である外国政府に提供していた。米国政府の意向に沿う政治的な存在として批判にさらされたが、現在はイラク、アフガニスタン、クウェート、ブルガリア、ナイジェリア、赤道ギニアなどでSSR支援を行なっている。

PAEは、米務省が主導する「アフリカ平和維持プログラム (The African Peacekeeping Program: AFRICAP)」の下で、リベリア国軍に対するSSRを実施。リベリアの文民警察に対して、高度な特殊訓練と装備の提供を行った⁽⁵²⁾。2006年には、米務省に代わってアフガニスタン矯正制度支援プログラム (the Afghanistan Corrections System Support Program: CSSP) を実施。軍と警察の改革支援以外にも多様なSSRに関与している。もともとPAEは、94年のコンゴ民主共和国 (当時の国名はザイル共和国) や2004年に設立されたコートジボワールにおける国連PKO (MONUCとUNOCI) で空路輸送やロジのサービスを国連に提供したこともある⁽⁵³⁾。

このように、イラクとアフガニスタンにおいて、PSCは多岐にわたる活動に関与していることがわかる。次節で述べるPSCの否定的な影響にも関わらず、PSCの数

を劇的に減らそうとする動きは今のところ見られない。イラクとアフガニスタンの現状から見て、今後PSCに対する需要はますます高まっていくものと考えられる。PSCが多くの問題をもたらしているにも関わらず需要は増えていることの要因の一つとして、同じくイラクでSSRを担っている英国やドイツと比べて、米国はSSRにおいてもPSCへの依存度が大きいことが挙げられる⁽⁵⁴⁾。そのことが、イラク戦争開戦前における米国の戦後統治の見通しが甘かったことに起因することは、多くの論者が指摘していることである⁽⁵⁵⁾。

イラクとアフガニスタンでSSRに関与する米国PSCへの需要は増えているものの、PSCがもたらす多くの問題も存在する。具体的にどのような問題が生じているのかを次節で見る。

5. SSRに関わるPSCの問題点

イラクとアフガニスタンのSSRは、治安の悪化と膨大な任務の量のためにPSCの活動が遅れたり、訓練を受けた国軍や警察の現地要員の質を維持できなかつたりするといった問題が多く報告されている。例えば、2003年にVinnellに訓練を受けたイラク国軍の兵士のほとんどは、待遇に不満を感じて途中で任務を放棄してしまった⁽⁵⁶⁾。SSRで必要とされる訓練活動の量も膨大でPSCだけでは処理できず、結局それを肩代わりすることになる米軍の負担が増す結果になっている⁽⁵⁷⁾。アフガニスタンの国軍改革についても、先に引用したカルドウェル中將が指摘している通り、質の改善が新兵の数の増加に追いついていない。警察改革についても問題は山積している。例えば、DynCorpが米務省の委託で行っているアフガニスタン国家警察 (ANP) の訓練は、多くの問題点が指摘されている。警察改革は全国に分散している地域訓練センター (Regional Training Center: RTC) で実施されているが、訓練期間が極めて短いことに加えて⁽⁵⁸⁾、治安の安定しない環境の中でオペレーション能力⁽⁵⁹⁾の強化を優先するせいで訓練センター卒業後の警察官の監督が行き届いておらず、結局DynCorpは訓練を受けた警察官がそのまま地方の軍閥に吸収されてしまう事態に対処できずにいる⁽⁶⁰⁾。ANPの治安維持能力だけでなく、暴力と腐敗が蔓延する組織の体質も深刻な問題として指摘されており、その結果アフガニスタン住民の警察に対する不信感は極めて強い⁽⁶¹⁾。DynCorpはイラクでも警察改革支援に加わっているが、アフガニスタン以上に問題の多い活動になっている。その原因は米務省および米政府の明確なSSRのプランとそのための強い政治的意志が欠如していたことにある⁽⁶²⁾。当初6,000人の文民警察官が派遣される予定だったが、1,500人に削減され、さらに最初の24人が派遣されるまでに半年もかかった。人口2,500万人の国の警察をどうやって24人で訓練するのかについての説明は米務省からはなかった⁽⁶³⁾。

イラクとアフガニスタンにおけるSSRは軍と警察のオ

ペレーション能力の強化に偏ってしまう場合が多く、いまだ戦闘が続いている中でのSSRであるため、人権、法の支配、民主的統治などの規範の涵養は後回しにされがちである。また、SSRは輸送物資や施設の武装警護活動などと比べれば「目立たない (low-profile)」活動であるため、PSCを輸出する側の米国においても現時点では法による規制が緩く⁽⁶⁴⁾、地位協定によって現地国の法律から免責されている場合が多い⁽⁶⁵⁾。2000年に米議会を通過した軍事域外管轄権法 (Military Extraterritorial Jurisdiction Act: MEJA) は、2006年にはPSCにも適用されるよう修正されたが、今のところMEJAによってPSCが起訴された例は1件のみである⁽⁶⁶⁾。しかもこれは米国防総省との契約にのみ適用されるもので、国務省と契約を結んで警察支援を行うPSCにはMEJAは適用されないのである⁽⁶⁷⁾。

また、先に述べた通り、「モンロー文書」や業界組織が独自に作成した国際行動規範などの合意やルールが徐々に形となってきているが、これらの文書やルールには法的拘束力はなく、こうした「ソフト」な制度に対して効果を疑問視する議論もある⁽⁶⁸⁾。

さらに、紛争地特有の監視・追跡調査の難しさがあある。紛争地でのPSCの活動を追跡調査したり、違反者に対する制裁を加えたりする制度を作っても、そのために必要な情報を危険な紛争地で集めることが困難であることは多くの論者が指摘していることである⁽⁶⁹⁾。また、PSCを管理・規制するための国際的な組織を作ること、そのための膨大な予算を支える意志のある国はなく、現実的とは言えない⁽⁷⁰⁾。PSCの活動内容・顧客の種類・活動場所・会社の本拠地などが多種多様であることも、一律的なルールを適用することが不可能であることを示している。

PSCを管理するための「入口」の制度の一つとして各国ごとのライセンス (適格性認定) 制度があるが、ライセンスを付与した後のPSCの紛争地での活動を追跡調査することはほとんどできておらず、その実効性は疑問視されている⁽⁷¹⁾。2004年時点での国防総省の報告によれば、イラクにおけるPSCとの契約の半分以上が適切に監視されていないという⁽⁷²⁾。

また、具体的な契約の内容についても、国際社会のレベルにおいては国際人権法・人道法という形でコンセンサスができていない規範に対する言及が不十分である点が指摘されている。イラクとアフガニスタンでの活動でPSCが獲得した契約文書のうちのほとんどが、そうした普遍性を持つ規範とのつながりを記載していないからである⁽⁷³⁾。例えばPSCの要員は、現地へ派遣される前に人権・人道法や武力の使用などについて、適切な教育・訓練を受けないまま活動を行っており、結ばれた契約の文書にもそうした訓練を義務づける旨は記載されていない⁽⁷⁴⁾。また、すでに述べたように、「出口」としてのPSCの管理手法である追跡調査と違反企業への制裁措置は機能しておらず、イラクやアフガニスタンのような治安の安定していない地域においては限界が

ある⁽⁷⁵⁾。

以上のような問題がイラクとアフガニスタンの長らく安定していない治安情勢によるものであることは明らかだが、SSRを担うPSCの活動に規範が反映されていないその他の要因として、アクターの多様化に伴う情報と知識の分散と、企業というPSCの属性が、PSCに対して規範を遵守・内面化させることを難しくさせていることも挙げられるように思われる。次節でこの点について議論する。

6. 企業としてのPSCと規範

2000年に国連と市民社会が連携して地球規模の課題の解決に取り組むことを目指した「グローバル・コンパクト」の活動に後押しされて⁽⁷⁶⁾、企業の国際的な営利活動に対しても「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility: CSR)」⁽⁷⁷⁾が唱えられるようになってきたが、イラクやアフガニスタンのように治安の安定しない紛争地で活動するPSCのような企業に対して、多くの企業にとってはいまだ自主規制のレベルにとどまっていた法的拘束力のないCSR概念に基づいて、規範の遵守と内面化を期待するのは現実的ではない⁽⁷⁸⁾。また、企業の否定的な影響の是正・抑止により大きな重点を置いているグローバル・コンパクトやCSRの考え方と対比させて、企業による平和構築へのより積極的な貢献を目指す「ビジネスに基づく平和構築 (Business-Based Peacebuilding)」を提唱しているデレク・スウィートマンも、「ビジネスに基づく平和構築」がイラクでできることはあまりないと述べている⁽⁷⁹⁾。また後に述べる通り、PSCの企業としての属性が規範の遵守と内面化を妨げる要因になっていると考えられる。

デボラ・アヴァントはPSCの雇用主がPSCに対して持っているコントロールを機能的コントロール・政治的コントロール・社会的コントロールの三つに分類し、PSCに対する管理を論じる時にはどの側面のコントロールを議論しているのかを明確に示さなくてはならないと述べた⁽⁸⁰⁾。本論文の主題である規範との関わりで言えば社会的コントロールが重要であり、これはPSCによる武力行使がどの程度まで国際社会の主流の価値と結びつけられているか、すなわちその行動が国際規範に沿ったものであることを雇用主はどこまで保証できているか、を表す概念である。

イラクとアフガニスタンでSSRに関与した米国のPSCをこの社会的コントロールという観点から見た場合、米政府がPSCに対して持っていた社会的コントロールは、前節で見た通り大きく制約されていたと言わざるを得ない。それは、規範の遵守を監視・保証するのに必要な情報もPSCがほぼ独占しているからである。例えば、SSR支援を受けている紛争国の政府が人権侵害や不正行為を行った場合、SSR支援国は支援を停止しようとするが、それに対してPSCは関与の継続によって相手に改善を促すことを主張する可能性が指摘されている⁽⁸¹⁾。

また、提出が義務づけられている報告書の作成に必要な現地の情報もPSCが最も多く持っており、PSCが主張する成果の是非を判断するのに十分な情報を米政府は持っていないことも懸念材料として挙げられている⁽⁸²⁾。MEJAを適用して起訴されたPSCがほとんどいないという前節の例も、起訴する側の米政府に情報が決定的に不足していることの結果であると言えるだろう。

こうしたPSCによる知識と情報の独占という問題は、PSCに限らずNGOなど専門的な知識や技術を持つ紛争地の非国家主体全てに当てはまることである。アクターの多様化が進んでコントロールに必要な知識や情報の分散がより一層顕著になったため、紛争地の非国家主体に規範を遵守・内面化させることがなおさら困難になっていると言える。もともと紛争地で企業活動についての情報を集めることが困難であることに加えて、企業の中にはNGOと連携せずに活動していたり、競争力維持のために情報の提供に消極的なものも存在したりするため、正確な情報や知識に基づいて企業を管理することが難しいという要因もある⁽⁸³⁾。さらにPSCは、紛争地における他の企業に比べて人道組織や大使館が入り込めない地域で活動するケースがより一層多く、PSCのように紛争地で最も強い非難を受けやすい企業が最も多くの情報や知識を有するという皮肉な結果をもたらしている⁽⁸⁴⁾。

これに加えて、国際社会や国家のレベルにおける規範をイラク・アフガニスタンのPSCが遵守・内面化するのを妨げているもう一つの要因は、PSCが顧客との契約に基づいて活動を展開するという企業としての属性を持っていることにもあると考えられる。第2節で述べた通り、PSCが有する利点は活動展開の迅速性と柔軟性、コストの効率性、そして豊富な人材を持つことであった。正規軍や警察と比べて、受注の段階では雇用主のニーズに柔軟に対応することができ、紛争地に固有の緊急性にも迅速に対応できるのが強みであった。

しかしながら、企業が持つ特性から、いったん結ばれた契約を流動的な紛争地の情勢に合わせて柔軟に変更できないことの弊害が指摘されている⁽⁸⁵⁾。例えば、1年で4,800万ドルという費用でイラク軍の訓練の契約を獲得したVinnellは、教室での戦略・戦術の勉強が中心だった訓練の不適切さが指摘されたのちも、契約内容の調整は困難なままであった⁽⁸⁶⁾。

また、利益を追求する企業としては当然多くの顧客を相手にするため、PSCはビジネス上のリスクを分散させるために、できるだけ一人の雇用主の自身に対するコントロールを低下させようとする。すなわち、企業としての属性のために、雇用するアクターが国家であれ国際組織であれ、PSCは一つの雇用主へのコントロールの集中を嫌うのである⁽⁸⁷⁾。このことが米国をはじめとするSSR支援国や国際組織のPSCに対する規範的側面におけるコントロールを弱める方向に働いてしまう。また、PSCはそれを意図して、上で述べたような情報や知識の優位性を利用して、複数の雇用主を競わせたり

選好を左右したり、さらには雇用主の権限を乗っ取ってしまうことに対する懸念も議論されている⁽⁸⁸⁾。

以上のようなPSCの企業としての属性が、戦闘が継続している紛争地の不透明さと相俟って、規範を実効性のある制度や政策へと換えることをより一層困難にしている。SSRは治安部門の「実務能力の向上」と「民主的な組織への体質改善」を同時に達成することを目指している活動であるので、活動の理念を羅列するにとどまらず、SSRの発展段階に応じて短期目標と長期目標の区別をし、より現実的で実効性のある政策へと転換する方法を議論しなくてはならないだろう。さらに、もしPSCがSSRにおいて今後も必要とされるアクターであるなら、SSRの長期的な発展段階の中で、PSCをどの段階でどのような活動において利用するのかについて、活動以前に詳細に議論しておくことが必要だろう。

7. むすび

本論文では、人権や法の支配などの規範が国家主権を構成する重要な要素であると認識されるようになり、そうした認識の変化が国際社会とSSRを支援する国家のレベルにおいて、法律や公的文書といった形で現れるようになっていくことを論じた。さらに、平和構築の現場でアクターの多様化が進んだせいで、同じ場で活動を展開するNGOや他の企業との間でPSCが関係の調整を行いながら規範に従うことを求められていることを論じた。しかしながら、イラクやアフガニスタンのような治安の安定していない地域でSSRに関わるPSCの実態を見た時、国際社会と国家のレベルで支持されている規範が現実にはいまだ守られていないことを指摘した。イラクとアフガニスタンにおけるSSRの現場で規範が実現していない要因として、安定しない治安情勢の他に、企業としてのPSCに規範を遵守・内面化させることの難しさが存在する可能性があることを論じた。

これらのことは、SSRをはじめとする平和構築において、規範の議論が実効性を伴う制度や政策としてではなく、いまだ理念と概念整理の段階にとどまっていることを示唆している。SSRの議論においては、政策課題と理念をリストアップすることは簡単でも、それを実際に実行に移すことは難しいとかなり早い段階から警告されていたことを考えると⁽⁸⁹⁾、イラクとアフガニスタンの現状は（少なくともこの両国においては）SSRが理念の段階からまだそれほど進展していないことを示している。今後の研究課題としては、世界の各紛争地で行われているSSRの記述的な研究だけでなく、その成功と失敗の事例の比較研究と因果関係分析がさらに必要であるように思われる。そうした研究を積み上げることで、より実効性のある政策と制度枠組を現場にフィードバックできるようになる。また、SSRが多様なアクターによって行われている活動であることを考えれば、国際社会の規範がそこで活動を展開する非国家アクターの活動にどのような条件の下でどのように影響する

のかについても、より分析的な研究がさらに必要であるように思われる。またそこでは、SSRの理念として述べられるいくつかの規範間の衝突や矛盾についても実証的に分析される必要があるだろう。こうした問題は今後のSSR研究の課題であると思われる。

〈付記〉

本論文は、財団法人松下国際財団2009年度研究助成による成果の一部である。

- ⁽¹⁾ Bull, H. (1977), *The Anarchical Society: A Study of World Order*, New York: Columbia University Press, 74-94; 遠藤誠治 (2010), 現代国際社会における公共性 — 問題の主題化のために —, 齋藤純一編『公共性の政治理論』127-130.
- ⁽²⁾ 実際には規範の内容は多様であり、たとえば内政不干渉などの既存の規範と、人権・人道などの新しい規範は緊張関係にあると捉え、そうした規範間の調整によって規範は「複合化」と見る議論もある。栗栖は、国家は「主権をもつがゆえに、…ますます多くの規範の遵守を要求されている」と述べている。栗栖薫子(2005), 人間安全保障「規範」の形成とグローバル・ガバナンス — 規範複合化の視点から —, 『国際政治』143号, 88.
- ⁽³⁾ 藤重博美(2009), 「脆弱国家」の再建と治安部門改革(SSR), 稲田十一編『開発と平和 — 脆弱国家支援論』有斐閣ブックス, 209.
- ⁽⁴⁾ 上杉勇司 (2010), 平和構築と治安部門改革 (SSR), 上杉勇司・長谷川晋編『平和構築と治安部門改革 (SSR) — 開発と安全保障の観点から —』IPSHU研究報告シリーズ, 研究報告No.45, 広島大学平和科学研究センター, 1-11.
- ⁽⁵⁾ 上杉勇司・青井千由紀編 (2008), 『国家建設における民軍関係 — 破綻国家再建の理論と実践をつなぐ』国際書院.
- ⁽⁶⁾ 例えば, Musah, A. F., and Fayemi J. K. (2000), Africa in Search of Security: Mercenaries and Conflicts — an Overview, Musah A. F., and Fayemi J. K. eds., *Mercenaries: An African Security Dilemma*, London and Stirling, VA: Pluto Press; Silverstein, K. (2000), *Private Warriors*, London and New York: Verso, 187.
- ⁽⁷⁾ 例えばCarmola, K. (2010), *Private Security Contractors and New Wars: Risk, law, and ethics*, Routledge; Krahmman, E. (2010), *States, Citizens and the Privatization of Security*; Brooks, D. (2011), Squandering the Potential for Success: The training crunch and long-term stability, *Journal of International Peace Operations*, Vol.6, No.4, January-February; Doswald-Beck, L. (2007), Private military companies under international humanitarian law, in Simon Chesterman and Chia Lehnardt, *From Mercenaries to Market: The rise and regulation of private military companies*, Oxford University Press.
- ⁽⁸⁾ 例えばCarafano, J. J. (2008), *Private Sector, Public Wars: Contractors in Combat — Afghanistan, Iraq, and Future Conflicts*, CT: Praeger Security International, 198-201.
- ⁽⁹⁾ Avant, D. (2005), *The Market for Force: The Consequences*

of Privatizing Security, New York: Cambridge University Press, 77.

- ⁽¹⁰⁾ 藤重博美 (2010), 治安部門改革 (SSR) — 「安全保障」と「開発」の結合 (nexus) ?, 上杉・長谷川前掲書, 15-28.
- ⁽¹¹⁾ 篠田英朗『平和構築と法の支配—国際平和活動の理論的・機能的分析』創文社, 2003年, 6-12.
- ⁽¹²⁾ 例えば, Lilly, D. (2000), *The Privatization of Peacekeeping: Prospects and Realities*, *United Nations Institute for Disarmament Research (UNIDIR) Disarmament Forum*, Vol.2000, No.3.
- ⁽¹³⁾ 1994年にコンゴ民主共和国で難民が発生した時、国連はその危機に対応するためにPSCを雇うことを却下した。その直後、当時のアナン国連事務総長は、かの有名な「世界は平和を民間委託する準備がまだできていないのかも知れない」(The world may not be ready to privatize peace.)という言葉を残した。しかし2006年までにはそれが実現しそうところまで来ていた。実際、ユニセフや世界食糧計画 (WFP) も安全をPSCに依存し、OSCEの任務の一環として行なわれた、セルビア軍のコソボからの撤退の監視活動もDynCorpに委託された。また、リベリアでのECOMOGの活動 (2003年) やスーダンのダルフールでのAUミッション (2004年) も、PSCの基地やロジのサービスがなければ不可能だったと言われている。Durch, W. J., and Berkman, T. C. (2006), *Who Should Keep the Peace?: Providing Security for Twenty-First-Century Peace Operations*, Washington, DC: The Henry L. Stimson Center, 83-84.
- ⁽¹⁴⁾ Elke Krahmman, Elke. (2007), Transitional states in search of support: Private military companies and security sector reform, in Chesterman and Lehnardt, *op.cit.*, 106-107; Salmoni, B. (2004), Iraq's unready security forces: an interim assessment, *Middle East Review of International Affairs*, Vol.8, No.3.
- ⁽¹⁵⁾ Chanaa, J. (2002), Security Sector Reform: Issues, Challenges and Prospects, *Adelphi Paper 344*, NY: Oxford University Press, 56.
- ⁽¹⁶⁾ Caldwell, W. B. (2011), Developing Ministries and Security Forces in Afghanistan: How NATO is securing professionalism in Afghan security forces, *Journal of International Peace Operations*, Vol.6, No.4, 25-26.
- ⁽¹⁷⁾ McLeary, *op.cit.*
- ⁽¹⁸⁾ Bandali, N. (2011), Improving Oversight of Contingency Operations: A conversation with the SIGIR, Stuart W. Bowen, Jr., *Journal of International Peace Operations*, Vol.6, No.6, 42.
- ⁽¹⁹⁾ PSCがSSRに関わることについて否定的に論じているものとして、例えばCarmola (2010), *op.cit.*, 44; Elke Krahmman, Elke. (2010), Transitional states in search of support, 98. 肯定的に論じているものとして、例えばBrooks (January-February 2011), *op.cit.*, 30; 旦祐介 (2010) 「民間軍事安全保障会社と紛争解決」落合雄彦・武内進一・川端正久編著『紛争解決アフリカの経験と展望』ミネルヴァ書房, 209, 214.
- ⁽²⁰⁾ 篠田英朗『国家主権：現代国際社会の立憲主義』第七章, 勁草書房, 近刊予定.

- ²¹ NGOが国家の役割に取って代わっているわけではないと論じる議論は多数ある。例えば Willetts, P. (2011), *Non-Governmental Organizations in World Politics: The construction of global governance*, London and New York: Routledge, 162.
- ²² Lyons, G. M., and Mastanduno, M. eds. (1995), *Beyond Westphalia?: State Sovereignty and International Intervention*, Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press; Litfin, K. T. ed. (1998), *The Greening of Sovereignty in World Politics*, Cambridge, MA: The MIT Press.
- ²³ 山影進(1994),『対立と共存の国際理論—国民国家体系のゆくえ』東京大学出版会, 31.
- ²⁴ ロバート・O・コヘイン(1996),「国家主権」のあり方を見直す時,『季刊アステイオン』No.33;加藤朗(1996),冷戦後の軍事力の意義・役割,『新防衛論集』第24巻第3号, 55.
- ²⁵ スティーブン・D・クラズナー(2001),グローバル化—主権概念の再検討,渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガバナンス—政府なき秩序の模索』東京大学出版会.
- ²⁶ Krasner, S. D. (1999), *Sovereignty: Organized Hypocrisy*, NJ: Princeton University Press.
- ²⁷ 篠田英朗(2000),国家主権概念の変容—立憲主義的思考の国際関係理論における意味—,『国際政治』第124号.
- ²⁸ 篠田『国家主権』第六章.
- ²⁹ 篠田英朗(2007),『国際社会の秩序』東京大学出版会, 第2章.
- ³⁰ Barkin, S. J. (1998), *The Evolution of the Constitution of Sovereignty and the Emergence of Human Rights Norms*, *Millennium*, Vol.27, No.2, 231.
- ³¹ The International Commission on Intervention and State Sovereignty (2001), *The Responsibility to Protect*, Ottawa: International Development Research Centre.
- ³² 篠田『国家主権』第七章.
- ³³ International Committee of the Red Cross (August 2009), *The Montreux Document: On pertinent international legal obligations and good practices for States related to operations of private military and security companies during armed conflict*; UN Document A/63/467-S/2008/636.
- ³⁴ The International Code of Conduct (2011), *The ICoC: An Industry-Led, Multi-Stakeholder Initiative*, *Journal of International Peace Operations*, Vol.6, No.4, January-February, 8-10.
- ³⁵ 2007年9月16日, バグダッドのニスール広場でBlackwater社員による銃乱射事件が起き, イラク人住民17人が犠牲になった。この事件によって法律からほぼ完全に免責されたままイラクで活動するPSCへの注目が集まり, PSCの武装警護サービスに対する種々の調査・規制へとつながる契機となった。事件の詳細についてはScahill, Jeremy (2007), *Blackwater: The Rise of the World's Most Powerful Mercenary Army*, NY: Nation Books, 3-9. またBlackwaterは, 2004年3月31日に輸送警護をしていた武装要員4人がファルージャで反乱勢力の襲撃を受けて死亡した事件の際にも注目を浴びた。US House of Representatives, Committee on Oversight and Governmental Reform (2007), *Private Military Contractors in Iraq: An Examination of Blackwater's Actions in Fallujah*, Washington, DC: Government Printing Office.
- ³⁶ Lindemann, M. (2007), *Civilian Contractors under Military Law*, *Parameters*, Autumn, 88-89.
- ³⁷ Dickinson, L. (2007) *Contract as a tool for regulating private military companies*, in Chesterman and Lehnardt, *op.cit.*, 223.
- ³⁸ 長有紀枝(2006),民軍協力とNGO, 功刀達朗・内田孟男編著『国連と地球市民社会の新しい地平』東信堂.
- ³⁹ 非国家主体(ここでは企業とNGO)の間のレジームは「プライベート・レジーム」と呼ばれるが, 業界独自の自主規制ルールも含めて, 今後PSC業界においてもプライベート・レジームの構築が進んでいくと思われる。山本吉宣(2008),「私」の公共空間—プライベート・レジーム試論,『国際レジームとガバナンス』有斐閣, 第13章.
- ⁴⁰ Buzatu, A. (2011), *The ICoC: An Industry-Led, Multi-Stakeholder Initiative*, *Journal of International Peace Operations*, Vol.6, No.4, 9-10.
- ⁴¹ Rathmell, A., et al. (2005), *Developing Iraq's Security Sector: The Coalition Provisional Authority's Experience*, RAND National Defense Research Institute, Report, 34.
- ⁴² United States Government Accountability Office (2005), *Afghanistan Security: Efforts to Establish Army and Police Have Made Progress, but Future Plans Need to Be Better Defined*, GAO-05-575, 3.
- ⁴³ SSRは短期的な治安の安定化だけを目的とする活動ではないが, 最も切実に必要とされている治安の回復が実現していないことが, 結果としてPSCの否定的な評価につながっている面もある。例えば, Krahmman (2010), *States, Citizens and the Privatization of Security*, 207-208; Carafano (2008), *op.cit.*, 81.
- ⁴⁴ Schwartz M. (February 21, 2011), *The Department of Defense's Use of Private Security Contractors in Afghanistan and Iraq: Background, Analysis, and Options for Congress*, CRS Report, Congressional Research Service.
- ⁴⁵ 『朝日新聞』2011年6月24日.
- ⁴⁶ 『朝日新聞』2010年8月30日.
- ⁴⁷ Schwartz (February 21, 2011), *op.cit.*
- ⁴⁸ Isenberg, D. (2007) "A government in search of cover: Private military companies in Iraq," in Chesterman and Lehnardt, *op.cit.*, 84.
- ⁴⁹ Krahmman (2010), *Transitional states in search of support*, 95.
- ⁵⁰ DynCorpはイラクとアフガニスタンの他に, ソマリアではアフリカ連合(AU)ミッション(AMISOM)を支援する権限を与えられ, 物資の提供, 輸送, 教育・訓練などの活動を行っている。国連は国連リベリア・ミッション(UNMIL)において, 米国によるSSR支援の一環として, 2006年からDynCorpを利用した。DynCorpはリベリア国軍(the Armed Forces of Liberia: AFL)の徴兵・審査・訓練を担い, 軍隊の規則や武器使用法についての指導もした。それに加え, 法の支配, 人権, ジェンダー, 憲法についての教育などソフト面にも及ぶ多岐にわたるSSR支援を行った。Cook, N. (2005), *Liberia's Post-War Recovery*, CRS Report for Congress,

- Washington, DC: Congressional Research Service, Library of Congress, December 13.
- ⁵¹ *Ibid.*, 94.
- ⁵² Krahmman (2010), *Transitional states in search of support*, 95.
- ⁵³ Durch and Berkman, *op.cit.*, 83.
- ⁵⁴ Krahmman (2010), *States, Citizens and the Privatization of Security*, 207; Kinsey, C. (2009), *Private Contractors and the Reconstruction of Iraq: Transforming military logistics*, Routledge, Ch.5.
- ⁵⁵ Kinsey (2009), *op.cit.*, 37-42; Aoi, C. (2011), *Legitimacy and the Use of Armed Force: Stability missions in the post-Cold War era*, London and New York: Routledge, 107-108; Ucko, D. H. (2009), *The New Counterinsurgency Era: Transforming the U.S. Military for Modern Wars*, Washington, D.C.: Georgetown University Press, 112; Isenberg (2007), *op.cit.*, 83.
- ⁵⁶ Wilcke, C. (2008), *A Hard Place: The United States and the Creation of a New Security Apparatus in Iraq*, in Gordon Peake, Eric Scheye and Alice Hills eds., *Managing Insecurity: Field Experiences of Security Sector Reform*, London and New York: Routledge, 43-44.
- ⁵⁷ *Ibid.*, 38.
- ⁵⁸ Harooni, M. (August 24, 2011), *Billions spent on Afghan police but brutality, corruption prevail*, Reuters.
- ⁵⁹ 「オペレーション能力」とは、例えば軍に対しては、反乱鎮圧作戦 (counterinsurgency) に必要な武器の提供や戦略の指導、警察に対しては犯罪捜査法や群衆制圧法の指導などを指している。警察の能力向上や技術育成については、藤重博美 (2008), *破綻国家再建における秩序回復と民軍関係*, 上杉・青井前掲書, 97.
- ⁶⁰ Kinsey (2009), *op.cit.*, 58.
- ⁶¹ Harooni, *op.cit.*
- ⁶² Kinsey, *op.cit.*, 59.
- ⁶³ *Ibid.*
- ⁶⁴ Krahmman (2010), *Transitional states in search of support*, 108.
- ⁶⁵ Krahmman (2010), *Transitional states in search of support*, 105.
- ⁶⁶ *Ibid.*
- ⁶⁷ Krahmman (2010), *Transitional states in search of support*, 109.
- ⁶⁸ Cockayne, J. (2007), *Make or buy? Principal-agent theory and the regulation of private military companies*, in Chesterman and Lehnardt, *op.cit.*, 207-208.
- ⁶⁹ Carafano, *op.cit.*, 49; Bearpark, A., and Schulz, S. (2007), *The future of the market*, in Chesterman and Lehnardt, *op.cit.*, 245-246.
- ⁷⁰ Bearpark and Schulz, *op.cit.*, 243-244.
- ⁷¹ Cockayne, *op.cit.*, 206.
- ⁷² Office of the Inspector General, US DOD, (2004), *Acquisitions: Contracts Awarded for the Coalition Provisional Authority by the Defense Contracting Command - Washington, Report No D-2004-057*, 24.
- ⁷³ Dickinson (2010), *op.cit.*, 219-225.
- ⁷⁴ *Ibid.*
- ⁷⁵ 2003年から約1年間イラクの統治を担ったイラク暫定統治機構 (CPA) は、PSCの追跡調査を行う契約を他のPSCと結んでおり、CPAが独自に追跡調査を行う能力を持っていなかったことを示している。Isenberg (2007), *op.cit.*, 86.
- ⁷⁶ 野村彰男 (2006), *日本における国連グローバル・コンパクト発展への課題*, 功刀達朗・内田孟男編著『国連と地球市民社会の新しい地平』東信堂, 178-197.
- ⁷⁷ CSRは、『企業内ステークホルダー』(株主, 経営者, 従業員, 顧客)に加えて、『企業外のステークホルダー』(ビジネス・パートナー, サプライ・チェーンの従業員, 自然環境, 企業に関連ある地域のコミュニティや自治体など)のニーズにも積極的に対応し, それら多様なステークホルダーと問題解決志向の直接的な関わりをもつ姿勢と定義されている。碓氷尊 (2006). *国連とビジネスのパートナーシップ*, 功刀・内田前掲書, 147.
- ⁷⁸ 碓氷前掲稿, 148.
- ⁷⁹ Sweetman, D. (2009), *Business, Conflict Resolution and Peacebuilding: Contributions from the private sector to address violent conflict*, London and New York: Routledge, 136.
- ⁸⁰ Avant (2005), *The Market for Force*, 5.
- ⁸¹ *Ibid.*, 126.
- ⁸² *Ibid.*, 125. クロアチアでSSRを担っていたのはMPRIであったが, そのSSRの進展を評価するために米政府に採用されたのも同じMPRIであった。 *Ibid.*, 128.
- ⁸³ Sweetman, *op.cit.*, 12.
- ⁸⁴ *Ibid.*, 20.
- ⁸⁵ *Ibid.*, 123.
- ⁸⁶ *Ibid.*, 124-125.
- ⁸⁷ Avant, D. (2007), *The emerging market for private military services and the problems of regulation*, in Chesterman and Lehnardt, *op.cit.*, 186.
- ⁸⁸ Cockayne (2007), *op.cit.*, 196.
- ⁸⁹ Chanaa (2002), *op.cit.*, 13.